

財務省告示第百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成十七年三月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

福山港コンテナターミナル指定保税地域

一 福山港国際コンテナターミナル

(一) 土地

広島県福山市養島四〇七 一の国土地理院三等三角点「養島」（北緯三四度二六分四一秒七三九三、東経一三三度二四分三六秒七四八八）から一〇八度二〇分五八秒の方向へ引いた線上二、九四五・九メートルの地点を基点として、同地点から二〇九度〇二分五四秒の方向へ引いた線上二〇〇・〇メートルの地点、同地点から二九九度〇二分五四秒の方向へ引

いた線上五八・六〇メートルの地点、同地点から二五四度〇二分五四秒の方向へ引いた線上  
一六・一〇メートルの地点、同地点から二〇九度〇二分五四秒の方向へ引いた線上一七八・  
七〇メートルの地点、同地点から二五四度〇二分五四秒の方向へ引いた線上二四・一〇メー  
トルの地点、同地点から二九九度〇二分五四秒の方向へ引いた線上二五一・一〇メートルの  
地点、同地点から二九度〇二分五四秒の方向へ引いた線上三五〇・〇〇メートルの地点、同  
地点から一一九度〇二分五四秒の方向へ引いた線上一一・〇〇メートルの地点、同地点か  
ら二九度〇二分五四秒の方向へ引いた線上五〇・〇〇メートルの地点と基点とを順次結んだ  
線によって囲まれる土地七二、八六五・九七平方メートル

(二) 建設物

1 名称	コンテナフレートステーション
所在地	広島県福山市箕沖町一〇九番三
構造	鉄骨造一部三階建て(一階部分に限る。)
面積	一、三六二・九六平方メートル

2 名称 くん蒸庫

所在地 広島県福山市箕沖町一〇九番三

構造 鉄骨造平屋建て

面積 一九二・〇八平方メートル

二 福山港箕島コンテナターミナル

(一) 土地

広島県福山市養島四〇七一の国土地理院三等三角点「養島」(北緯三四度二六分四一秒七

三九三、東経一三三度二四分三六秒七四八八)から五五度四六分五一秒の方向へ引いた線上

一、一〇八・七四メートルの地点を基点として、同地点から一一九度二五分〇五秒の方向へ

引いた線上二三〇・〇〇メートルの地点、同地点から一一九度二五分〇五秒の方向へ引いた

線上二三〇・〇〇メートルの地点、同地点から二〇九度二五分〇五秒の方向へ引いた線上三

六・五〇メートルの地点、同地点から一一九度二五分〇五秒の方向へ引いた線上二四〇・〇

〇メートルの地点、同地点から二〇九度二五分〇五秒の方向へ引いた線上八〇・〇〇メートル

ルの地点、同地点から二九九度二五分〇五秒の方向へ引いた線上四〇〇・〇〇メートルの地点と基点とを順次結んだ線によって囲まれる土地四一、四八八・九五平方メートル

(二) 建設物

名称	コンテナフレートステーション
所在地	広島県福山市箕沖町一一番
構造	鉄骨造平屋建て
面積	九六〇・〇五平方メートル